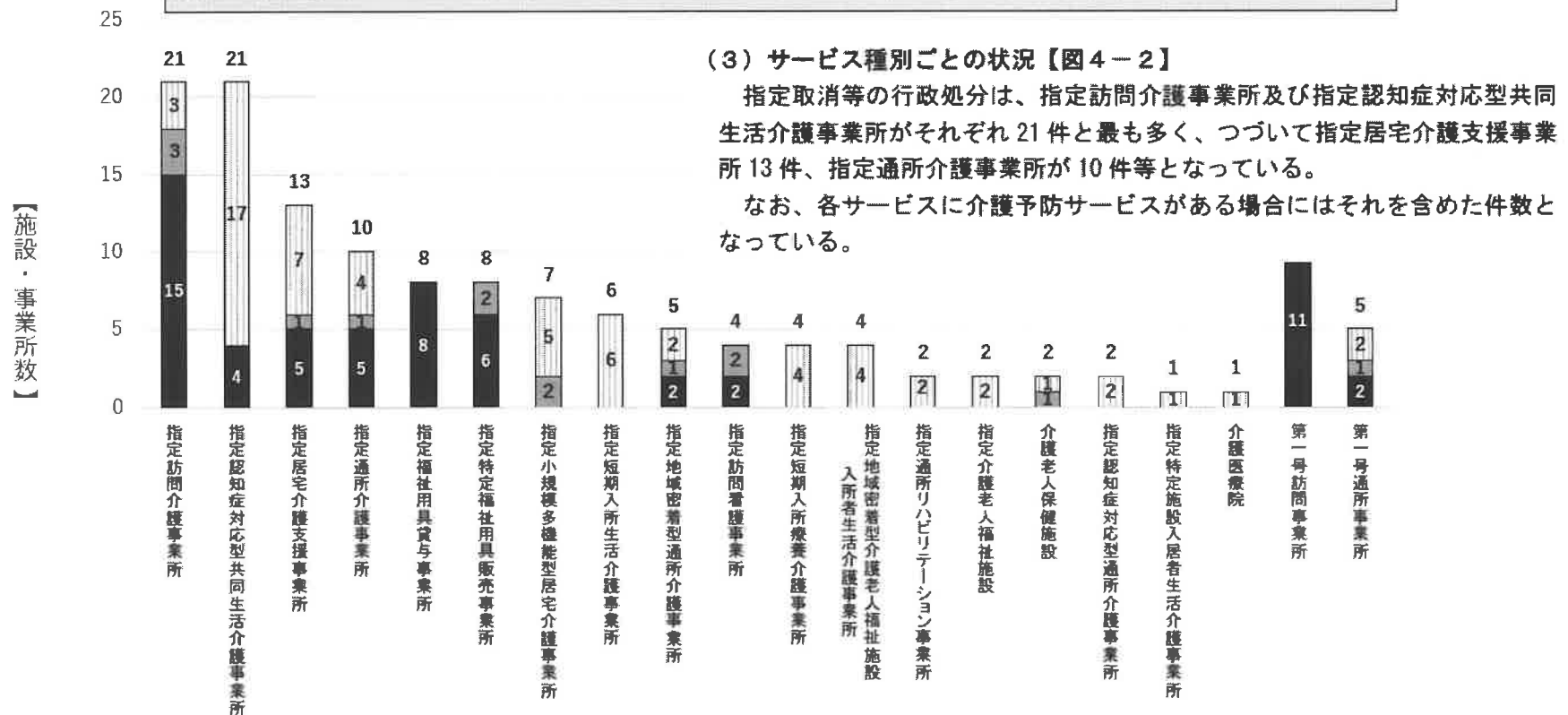


令和 7 年度 地域密着型サービス事業所等集団指導 連絡事項等

指定取消等行政処分状況について 【 令和 7 年 3 月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より 】

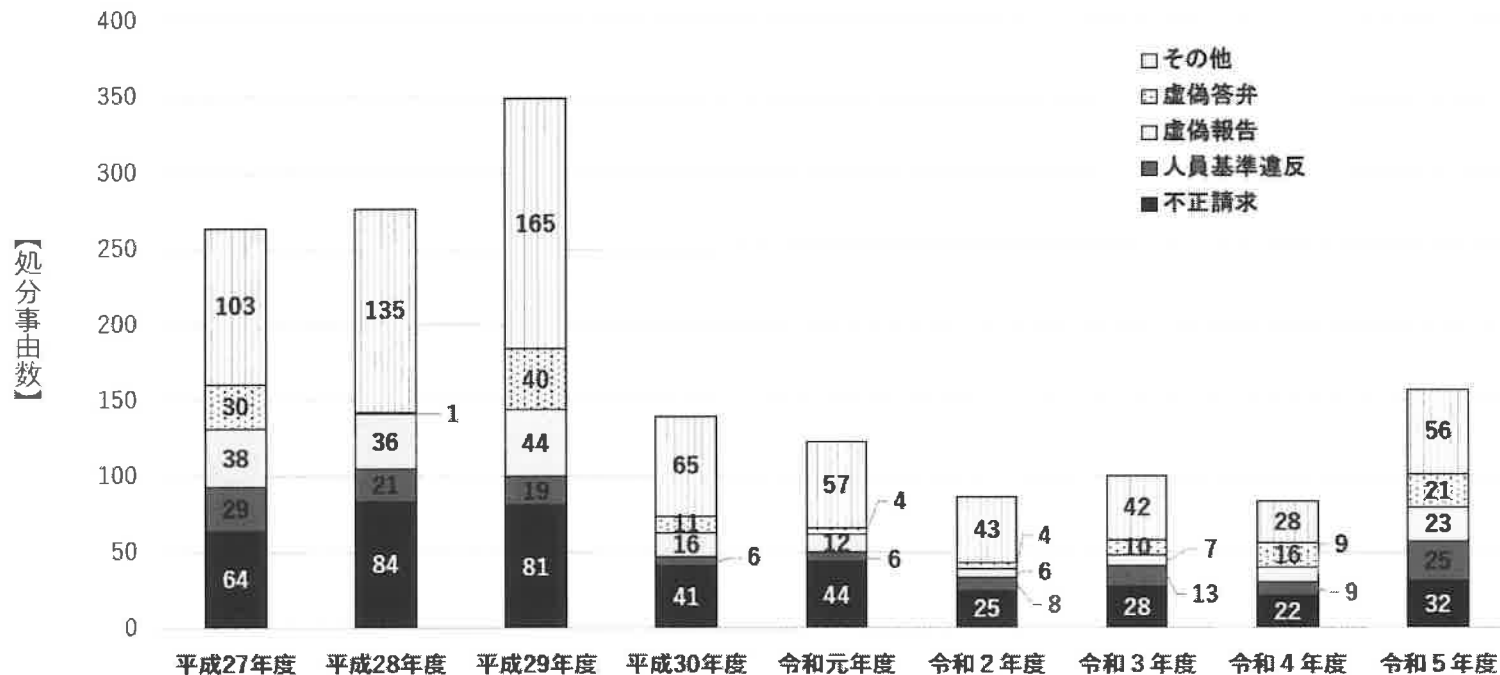
4-2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等
数内訳【サービス別】(令和5年度) (図 4-2)



注：各サービスごとの件数には、介護予防サービス分を含む。

5. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成27年度～令和5年度)

(図5)



- 注： 1) 処分事由は令和5年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

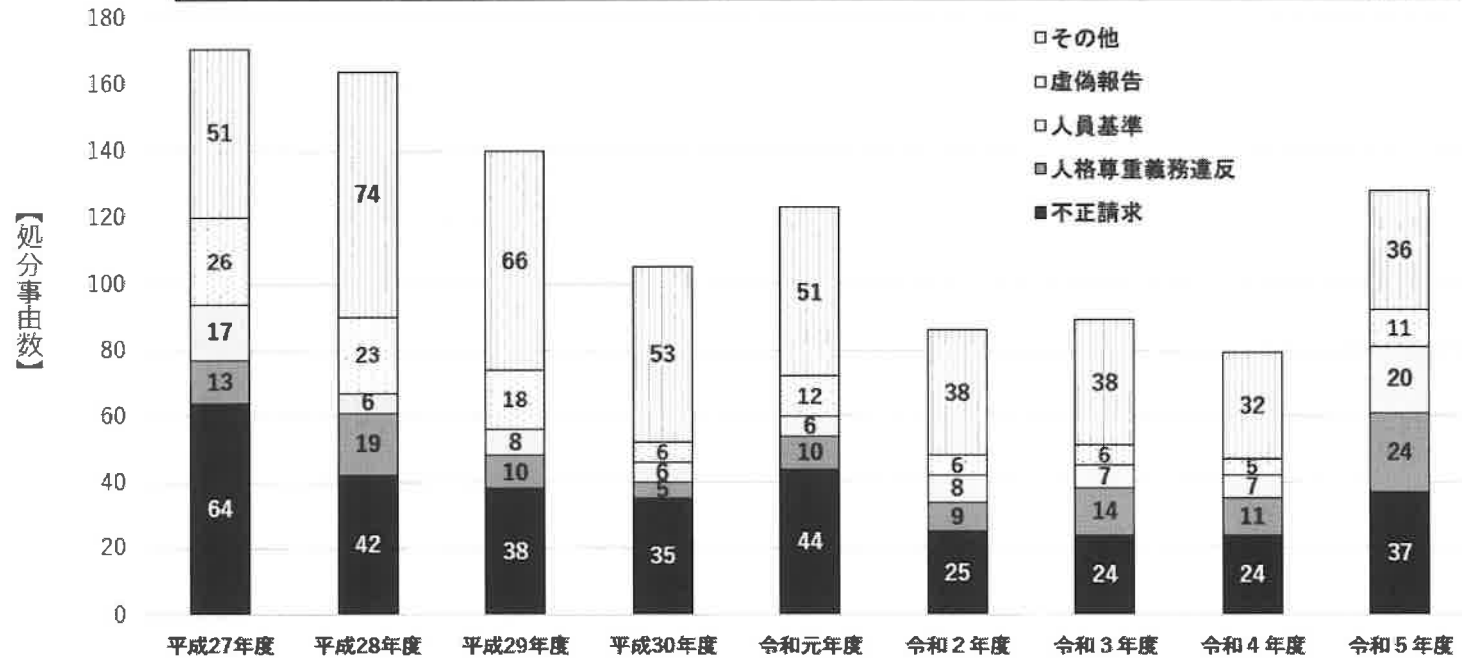
(4) 処分事由の状況【図5、図6、図7(1)第7表、第8表】

指定取消等の処分事由としては、多い順に、不正請求、人員基準違反、虚偽報告、虚偽答弁、人格尊重義務違反となっている。

(1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。)

6. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成27年度～令和5年度)

(図6)



- 注： 1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。
 4) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

指定取消等行政処分 of 具体的内容について

令和6年度、7年度（地域密着型サービス）処分通知等より

事例1）埼玉県 地域密着型通所介護

3 行政処分の内容

- (1) 行政処分の内容指定の取消し
- (2) 処分年月日令和6年9月13日
- (3) 指定取消年月日令和6年9月30日

4 行政処分の理由

(1) 人員基準違反（介護保険法第78条の10第4号に該当）

令和4年9月から令和6年5月に至るまでの21ヶ月間、以下の違反があった。

- ・配置しなければならない機能訓練指導員の配置を行わなかった。
- ・サービス提供時間と同時間以上の配置をしなければならない生活相談員について、配置時間が不足している日数が少なくとも57日間あった。
- ・サービス提供時間中に必ず1人以上の配置をしなければならない介護職員について、未配置あるいは配置時間が不足している日数が少なくとも365日あった。

(2) 不正請求（介護保険法第78条の10第8号に該当）

- ・令和5年4月から令和6年3月の期間、介護職員の人員基準を満たしていないにも関わらず、人員基準欠如減算を行わずに、通常の介護報酬の請求を行った。
- ・令和5年4月から令和6年3月の期間、人員基準を満たしていないにも関わらず、入浴介助加算の算定を行った。

- ・令和4年度及び令和5年度において、介護職員処遇改善加算の算定額に相当する、介護職員の賃金改善を行わなかった。また、算定要件である職場環境等要件、キャリアパス要件を満たしていることが確認できなかった。
- ・令和5年10月から令和6年3月の間、人員を配置せず、サービス提供時間を超えて利用者1名を受け入れ、本来より1時間多い報酬区分で介護報酬の請求を行った。

(3) 報告・書類提出の拒否（介護保険法第78条の10第9号に該当）

法人代表に、帳簿書類の提出を再三求めたが、一部の資料について、これに従わなかった。

(4) 虚偽答弁（介護保険法第78条の10第10号に該当）

介護職員処遇改善加算について、法人代表が算定加算分の賃金改善を行っている旨の答弁を行ったが、支払った事実が分かる資料が確認できず、また、提供もされなかったことから、虚偽答弁と判断せざるを得ない。

5 経済上の措置

(1) 経済上の措置として、令和4年7月利用分から令和6年3月利用分までに係る介護報酬の不正請求相当額に、加算金（不正請求相当額に100分の40を乗じて得た額）を加えた額を請求した。併せて、利用者から徴収した利用者負担金の不当徴収した費用については、利用者への返還を求めた。

(2) 返還請求額4,925,232円（加算金1,407,209円を含む）

事例 2) 北海道 地域密着型通所介護

4 処分の理由

(1) 人員基準違反、不正の手段による指定及び虚偽報告

機能訓練指導員について、1 以上配置する必要があるが、勤務表上機能訓練指導員とされている者について、機能訓練指導員としての勤務実態がなかった。また、令和 3 年 1 月 15 日の指定更新時の申請書類においても機能訓練指導員としての勤務実態がない者を機能訓練指導員として届け出ていた。さらに、出勤簿や業務日誌を、当該職員が出勤していたかのように作成し、監査時に市に提出した。

(2) 人員基準違反に係る介護報酬の不正請求

介護職員について、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が、1 以上確保されるために必要と認められる数とする必要があるが、令和 5 年 9 月及び令和 5 年 10 月において、1 割を超えて介護職員が不足していた。

当該人員基準違反は、人員基準欠如減算の適用を受けるものであり、令和 5 年 10 月及び令和 5 年 11 月において、介護報酬を減額して請求すべきところ、人員基準欠如減算の適用を届け出ず、介護報酬の全額を請求し受領した。

5 経済上の措置

- | | |
|-----------|---|
| (1) 措置の内容 | 不正に請求し受領した介護報酬（地域密着型介護サービス費分を返還させるほか、当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算金を徴収する |
| (2) 根拠法令 | 介護保険法第 22 条第 3 項 |
| (3) 返還金額 | 587,853 円 |

6 欠格事由該当者

なし

事例 3) 茨城県 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

処分理由

(1) 小規模多機能型居宅介護

①不正請求 介護保険法 第 78 条の 10 第 8 号 該当

同法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅の入居者の一部が、同法人が運営する通所介護事業所を利用しているにもかかわらず、過去 5 年間にわたり、事業者は稼働実態のない別の関連事業所の小規模多機能型居宅介護サービスの介護給付費で不正に請求し受領した。

② 虚偽答虚偽答弁（法弁（法第第 7878 条の条の 1010 第第 1010 号号該当）該当）

監査時、法人役員が従業者に対し、虚偽答弁をするよう指示したことで、監査時、法人役員が従業者に対し、虚偽答弁をするよう指示したことで、利用者が小規模多機能型居宅介護事業所にて適正にサービスを受けている利用者が小規模多機能型居宅介護事業所にて適正にサービスを受けている旨の虚偽答弁に従業者が行った。旨の虚偽答弁に従業者が行った。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型居宅介護

法令違反（法第 115115 条の条の 1919 第第 1111 号号該当）該当）

当該事業所と一体的に運営されている小規模多機能型居宅介護において、当該事業所と一体的に運営されている小規模多機能型居宅介護において、法令違反（不正請求、虚偽答弁）に該当する行為が確認された。法令違反（不正請求、虚偽答弁）に該当する行為が確認された。

事例 4) 宮城県 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

4 処分の理由

(1) 運営基準違反

(法第 78 条の 10 第 1 項第 5 号及び法第 115 条の 19 第 1 項第 5 号に該当)

①認知症対応型共同生活介護計画が作成されていなかった。また、認知症対応型共同生活介護計画の原案について、利用者等への説明を怠り、文書による同意を得ていなかった。

②緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合において、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していなかった。

③ 身体的拘束適正化検討委員会を 3 月に 1 回以上開催していなかった。

(2) 人格尊重義務違反

(法第 78 条の 10 第 1 項第 6 号及び第 115 条の 19 第 1 項第 6 号に該当)

利用者 1 名に対し、「緊急やむを得ない場合」の要件を全て満たしていることの確認及び必要な手続を行わず、ベッドを壁側に付け反対側に 2 点柵を設ける身体拘束（身体的虐待）を行っていた。令和元年 11 月及び令和 5 年 5 月にも同様の理由で指導を受けていたが、改善が不十分であった。

(3) 不正請求

(法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号及び第 115 条の 19 第 1 項第 7 号に該当)

認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算Ⅱの要件を満たしていないにもかかわらず介護報酬を請求した。

5 返還額

6,546,444 円（法第 22 条第 3 項の規定による加算金（40/100）を含む。）

事例 5) 石川県 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

指定の取消年月日

令和 5 年 11 月 21 日

処分理由

1.

人格尊重義務違反（介護保険法 第 78 条の 10 第 1 項第 6 号、第 115 条の 19 第 1 項第 6 号

指定 地域密着型サービス事業者 又は 指定地域密着型介護予防サービス事業者 として、要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のため忠実にその職務を遂行しなければならないところ、施設管理者の指示により全入居者の食事を減食しており、放棄・放任の虐待として生命に危険 を及ぼす重大な人格尊重義務違反を行った。

2.

虚偽報告（介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 9 号、第 115 条の 19 第 1 項第 8 号）

監査に 係る帳簿書類（介護記録等 の提出にあたり、虚偽の報告を行った。

3.

虚偽答弁（介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 10 号、第 115 条の 19 第 1 項第 9 号）

監査における利用者の身体状況の報告 にあたり、虚偽の答弁 を行った。

事例 6）北海道 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

3 処分内容

指定の一部効力の停止（新規利用者の受入停止）

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの 6 月

4 処分の原因となる事実

介護職員 1 名が、2 名の入居者に対し、食事を提供しない等のネグレクトや服薬介助中に頭部を殴打するなどの身体的虐待を行った。

（介護保険法第 78 条の 10 第 6 号、第 115 条の 19 第 11 号）